

3 決算状況分析主要指標の見方

(1) 標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を示すものである。

『算式』 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

(注) 標準税収入額等

$$\text{基準財政収入額} - \left(\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲額相当額の } 25\% \\ \text{特別とん 譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{特別とん 譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right)$$

(2) 財政力指数

$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ で表され、この数値が大きい程財政力が強いとみることができる。

『算式』

$$\left(\frac{\frac{\text{平成 } 19 \text{ 年度}}{\text{基準財政収入額}} + \frac{\text{平成 } 20 \text{ 年度}}{\text{基準財政収入額}} + \frac{\text{平成 } 21 \text{ 年度}}{\text{基準財政収入額}}}{\frac{\text{平成 } 19 \text{ 年度}}{\text{基準財政需要額}} + \frac{\text{平成 } 20 \text{ 年度}}{\text{基準財政需要額}} + \frac{\text{平成 } 21 \text{ 年度}}{\text{基準財政需要額}}} \right) \times \frac{1}{3}$$

(3) 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合である。実質収支の黒字、赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。通常、この比率は 3~5% が望ましいとされている。黒字となる場合は、地方財政法第4条の2、第4条の3等の趣旨から財政調整基金に積み立てる等、年度間の財源調整が図られるべきである。

『算式』

$$\frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(4) 経常一般財源比率

毎年度経常的に収入され、かつ自由にその使途を決定することのできる市町村税や普通交付税等の一般財源の標準財政規模に対する割合である。分母は地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を示すものであるので、この比率が高い程財政運営は弾力的であるといえる。

『算式』

$$\frac{\text{経常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(5) 経常収支比率

地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に市町村税、普通交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。

《算式》

$$\frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(6) 一般財源比率

歳入総額に対する狭義の一般財源の割合である。地方税、地方交付税の収入の増減に大きく影響を受ける指標である。

《算式》

$$\frac{\text{狭義の一般財源}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

(7) 義務的経費比率

歳出総額に対する義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合であり、この比率が高い程財政構造の弾力性が低くなる。

《算式》

$$\frac{\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

(8) 単独事業費比率

歳出総額に対する単独事業費（普通建設事業費）の割合である。

《算式》

$$\frac{\text{普通建設事業費のうち単独事業}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

(9) 一般財源義務的経費充当比率

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）に充当した広義の一般財源の割合である。

《算式》

$$\frac{\text{義務的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の一般財源}} \times 100$$

(10) 一般財源経常的経費充当比率

人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等の歳出合計額を経常的経費とし、これに充当した広義の一般財源の割合である。経常収支比率との関連性が強いが、臨時の支出、臨時の収入を加味した点において経常収支比率と異なる。

《算式》

$$\frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の一般財源}} \times 100$$

(11) 実質公債費比率

平成18年度より地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことにより、許可団体と協議団体を分ける基準の1つとして新たに設けられた指標である。財政健全化法においても、健全化判断比率の1つに位置づけられた。

公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準的に収入し得る一般財源に占める割合の、前3年度の平均値である。

実質公債費比率が18%以上の団体は、地方財政法に基づき地方債の発行に際し許可が必要となる。また、財政健全化法では25%を早期健全化基準に、35%を財政再生基準にそれぞれ設定している。

《算式》

$$\text{実質公債費比率(単年度)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

(注)

- A … 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還、満期一括償還等を除く）
- B … 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C … 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D … 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
- E … 標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

※「準元利償還金」（上記B関連）

- ①満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
- ②公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤一時借入金の利子

(12) 地方債許可制限比率（起債制限比率）

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の、前3年度の平均値である。

平成17年度まで地方債の許可制限の基準として用いられていた。平成18年度からは代わりに実質公債費比率が用いられることとなった。

《算式》

$$\text{起債制限比率 (単年度)} = \frac{(A + E + F) - (B + C + G)}{D - (B+C+G)} \times 100$$

(注)

- A … 地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還分及び準公債費償還額を除く。）
- B … 災害復旧費等に係る基準財政需要額
- C … 普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
（普通会計に属する地方債に係るものに限る。一部事務組合の地方債に係るものも除く。）
- D … 標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）
- E … PFI事業における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源
（施設整備費、用地取得費に係るものに限る。）
- F … 五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源
- G … 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

(13) 公債費比率

標準的に収入し得る一般財源に占める公債費の割合である。この比率が高い程、公債費の増加が将来の住民の負担を強いることとなり、かつ財政構造の弾力性を圧迫することとなる。

《算式》

$$\frac{\text{地方債元利償還金充当一般財源} \\ (\text{繰上償還額及び転貸債償還額に係る分を除く}) - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}} \times 100$$

(14) 公債費に準ずる債務負担行為を含む公債費比率

公債費比率の算式に公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額を加味することにより、債務全体に係る比率を表すものであり、公債費比率の検討に際してはこの比率も併せて検討するべきである。

《算式》

$$\frac{\text{地方債元利償還金充当一般財源} \\ (\text{繰上償還額及び転貸債償還額に係る分を除く}) + \text{債務負担行為に係る支出} \\ \text{額のうち公債費に準ずる} - \text{災害復旧費等に係る} \\ \text{債務負担行為に係るもの} - \text{基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}} \times 100$$

(15) 公債費負担比率

一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合である。なお、分子となる公債費充当一般財源には一時借入金利子、転貸債及び繰上償還に充当された一般財源が含まれるが、その中には地方公共団体が将来の財政負担を軽減するために任意に行った繰上償還額も含まれてしまうため、公債費負担比率の検討に際しては、任意に行った繰上償還額を考慮した比率と併せて検討するべきである。

《算式》

$$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{歳出総額充当一般財源} + \text{歳計剩余金等充当一般財源}} \times 100$$

(16) 積立金現在高比率

標準財政規模（又は歳出総額）に対する積立金現在高（財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金）の割合である。この比率が高い程将来に対する蓄えがあるということができる。

《算式》

$$\frac{\text{積立金年度末現在高}}{\text{標準財政規模(又は歳出総額)}} \times 100$$

(注)

①財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、予期しない大幅な税収減や、災害発生等の不時の支出増加等に備えるため設けられる性質の基金。

②減債基金

公債費対策のため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる性質の基金。

③その他特定目的基金

地方公共団体が特定の目的（高齢者の福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のために財産を維持又は資金を積み立てる性質の基金である。なお、このような特定目的のための基金については、設置された目的のためでなければ処分することができない。

(17) 地方債現在高比率

標準財政規模（又は歳入一般財源）に対する地方債現在高の割合である。地方債の償還には据置期間があるので、現在公債費比率の低い団体であっても、2～3年後には公債費負担が過重となる恐れがある。

なお、物件の購入、工事の請負等に係る債務負担行為において、すでに相手方の行為の履行があつたものについては、実質的な地方債現在高として加味して考慮する必要がある。

《算式》

$$\frac{\text{地方債年度末現在高}}{\text{標準財政規模(又は歳入一般財源)}} \times 100$$

(18) 将来にわたる財政負担比率

標準財政規模に対する、地方債年度末現在高と債務負担行為による翌年度以降支出予定額の合計の割合で、地方公共団体における将来の支出義務の負担の度合いを示すもの。

この比率が過大であると将来財政の硬直化が懸念される。

《算式》

$$\frac{\text{地方債年度末現在高} + \text{債務負担行為による翌年度以降支出予定額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(19) 将来にわたる実質的な財政負担比率

将来にわたる財政負担率に、積立金年度末現在高（財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金）を加味することにより、地方公共団体における将来の支出義務の実質的な負担の度合いを示すもの。

将来の財政負担から現在の蓄えを差し引くことで、将来にわたる財政負担率のうち将来の住民が負担する分を知ることができる。

《算式》

$$\frac{\text{地方債年度末現在高} + \text{債務負担行為による翌年度以降支出予定額} - \text{積立金年度末現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

参考

● 解説中「一般財源」とは

1. 狹義のもの

市町村税（目的税、交付金を含む。）、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金。

2. 広義のもの

決算統計上的一般財源で、上記1に財源の使途が特定されず一般財源と同様に使用される次の財源を加算したもの。

- ・国庫支出金、県支出金のうち、指定事業に係る高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、電源立地地域対策交付金、地域活力基盤創造交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、単独事業に充当された地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、生活保護費国庫負担金のように毎年同じように繰り返し精算されるものは除く。
- ・使用料、手数料のうち、水利権又は無体財産権の使用等に対するもの及び必要経費を超過する場合の超過額。
- ・寄附金、財産収入、繰入金、諸収入のうち、使途が特定されないもの。
- ・繰越金のうち、純繰越金。
- ・地方債のうち、歳入欠かん債、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債等。

● 平均値の種類

1. 加重平均 指標算定式の要素を積上げ、算定式に基づいて計算したもの。ただし「標準財政規模」欄については、単純な合計数値であること。
2. 単純平均 各計欄に該当する市町村の指標数値を積上げ、当該市町村数で除したもの。